

沼 情 審 第 7 号  
令和 6 年 3 月 11 日

沼津市長 頼重 秀一 様

沼津市情報公開審査会  
会長 根本 猛

令和 5 年 9 月 29 日 付け 沼生環第 144 号 による 下記の 諮問 について、以下の とおり 答申 する。

記

「行政機関間における協議記録の部分開示決定に対する審査請求」 (令和 5 年度諮問第 1 号)

## 1 審査会の結論

別記1に掲げる公文書開示請求に対し、沼津市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定のうち、請求2に係る文書を保有していないとして不開示としたことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、令和5年6月26日、沼津市情報公開条例（平成12年条例第37号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、別記1の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和5年6月28日、実施機関は、本件開示請求に対し、条例第9条第1項の規定に基づき、請求1及び請求3に係る文書を開示し、請求2に係る文書（以下「本件対象公文書」という。）を保有していないとして不開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和5年8月3日、審査請求人は、本件処分のうち、本件対象公文書を不開示とした決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、本件対象公文書を保有していないとして不開示とした処分を取り消し、公開するよう求めるというものであり、審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 沼津市が不存在とした本件対象公文書の内容は、すでに清水町において公にされている情報であって、不存在とすべき理由はなく、沼津市は条例の適用を誤っている。

通常、自治体間の公務での打ち合わせは、少なくとも一つの自治体が事務局となり、記録を残す。その際、協議記録を直接つくらなかった自治体は、つくった自治体から当該協議記録をもらい、その内容を確認することになる。

沼津市に協議記録が存在しないということであれば、清水町より收受し、保存すべきであり、行うべき事務を怠っている。

- (2) 請求2に係る協議をした協議記録が清水町には残っている。したがって、協議をしたことがないというのは、事実無根である。

本件開示請求に係る協議記録について、3回のうち平成26年2月4日を除く2回のは存在し、当該2月4日の協議に係るものだけが存在しないのは不自然であり、協議自体の存在を否定する対応は、虚偽である。

清水町により作成された平成26年2月4日の協議記録を確認したところ、沼津市副市長が、自治体としてはやってはいけない法律違反の反社会的行為を提案した打ち合わせであったことから、本当は、清水町から当該協議記録を入手しているのに隠しているとみられる。

- (3) 条例第9条第4項の規定は、現に不存在であっても、将来入手することが可能であれば、情報を収集し、それを公文書として整え、公開しなければならないという趣旨のも

のである。

よって、沼津市は、清水町が作成した協議記録を取り寄せて、公開するべきである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が、弁明書及び口頭説明の聴取により述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求2に係る協議が行われた事実について、沼津市副市長及び随行者の行動記録が不存在であり、また、当時の所管課に在籍していた担当職員に確認したが、その事実は確認することができなかった。その後の再調査により、当該協議が行われた事実は、確認したが、協議記録の作成については、職員の記憶にないものであった。
- (2) 請求1及び請求3に係る文書について、実施機関において作成した文書の存在は確認できず、本件処分において開示した当該文書は、令和3年12月、新聞に掲載された本件開示請求に係る協議記録が清水町に存在するとの記事を受け、清水町に提供依頼したことにより、清水町からメールで同月に提供されたものである。本件対象公文書についても、上記新聞記事に掲載されていたことから、同様に清水町に提供依頼したが、当時、清水町において当該文書の存在を確認できず、実施機関への提供は行われなかった。  
その後、清水町が文書整理をしていたところ、当該文書が発見されたと連絡があったが、実施機関への提供は行われず、また、実施機関も当該文書の提供を求めなかった。この点につき、実施機関は、本件対象公文書が発見されたとの連絡を清水町から受けた際、同町より口頭で聴取した内容が新聞記事の内容と同じ内容であったため、提供を受ける必要性がないと判断したと説明している。
- (3) 本件対象公文書につき、当該協議が行われ、協議記録を作成していたと仮定し、作成されていれば保管されているはずの沼津市中間処理施設整備事業に係る清水町との協議記録を保管するファイルを紙媒体及び電子データについてすべて探索したが、存在しなかった。
- (4) 本件対象公文書につき、清水町が協議記録を作成し、沼津市がこれの提供を受けたと仮定し、文書の探索を行った。通常、外部から文書を収受した場合、沼津市文書管理規程（昭和42年沼津市訓令甲第2号）に基づき、受付処理され、沼津市中間処理施設整備事業に係る清水町との協議記録を保管するファイルに保存される。保存文書について、保管するファイルをすべて探索したが、本件対象公文書の収受記録も含め存在しなかった。また、電子データで提供されたことも想定し、共有フォルダ内を検索したが、本件対象公文書は存在せず、清水町から同文書を収受したことも確認できなかった。
- (5) よって、本件対象公文書を不開示とした決定に違法、不当な点はない。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件審査請求について

本件開示請求は、いずれも、実施機関と清水町との間で行われた協議、打合せ記録に係る公文書の開示を求めたものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、請求1及び請求3については、公文書の全部を開示し、請求2については、公文書を保有していないとして不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、請求2に係る文書の内容は、すでに清水町において公にさ

れている情報であって、不存在とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っており、本件処分を取り消し、公開すべきとして、審査請求を行った。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 審査請求人は、清水町において本件対象公文書が作成保存されており、不存在とすべき理由はない、また、本件開示請求のうち、本件対象公文書だけを不存在とすることは不自然であり、清水町から取得したにもかかわらず、存在を否定しているのではないかと主張し、実施機関は、本件開示請求時、これを保有していなかったと主張する。この点に関する実施機関の主張は、上記4のとおりである。

イ 実施機関が本件開示請求時点において、本件対象公文書を保有していなかったと主張していることから、同文書の存否確認のため、当審査会事務局職員をして実施機関の執務室等における探索を実施させた。

実施機関における文書の保管状況を確認したところ、当該執務室内の書棚のみに保管され、事務事業ごと、時系列にファイリングされていた。本件開示請求に係る文書類は、通常、「新中間処理施設整備事業 地元対応関係資料（清水町役場・清水町外原区）No.1及び同No.2」の2ファイルに保管されており、当該ファイル内のすべての文書を確認したところ、請求1及び請求3に係る文書の存在を確認したが、本件対象公文書の存在を確認できなかった。

また、電子データの管理状況を確認したところ、共有サーバ内の当該所属所管共有フォルダに保存されていた。本件開示請求に係るデータは、通常「新・中間処理施設整備事業」フォルダに保存されており、そのうち、「☆地元協議」及び「0201 清水町役場」のフォルダ内のデータをすべて確認したところ、請求1及び請求3に係るデータは、「0201 清水町役場」のフォルダ内に保存されていたが、本件対象公文書に係るデータの存在は確認できなかった。併せて「新・中間処理施設整備事業」の共有フォルダ内で、「報告書」「会議録」「議事録」「副市長」「清水町」「平成26年」等、本件開示請求に関連するキーワードによる検索を行ったが、本件対象公文書に係るデータは、いずれの字句検索でも存在を確認できなかった。

以上のとおり、文書の存否について確認させたが、本件開示請求時点における本件対象公文書の存在を確認することはできなかった。

なお、本件開示請求をめぐり、沼津市を被告として訴訟が提起されており（令和4年（行ウ）第22号損害賠償請求事件（住民訴訟））、同訴訟の原告から本件対象公文書が証拠提出され、令和5年10月27日、沼津市の訴訟代理人弁護士から、原告より証拠提出された本件対象公文書の提供を電子メールにより受けたことから、同日、実施機関は同文書を保有するに至った。よって、実施機関は、本件開示請求以後に本件対象公文書を取得したものである。本件対象公文書は、上記訴訟に係るファイルに編綴されている。

また、実施機関が本件対象公文書を清水町から取得していないことを主張していることから、当審査会事務局職員をして清水町から本件開示請求に係る文書を取得した際の受信メールの内容を確認させたところ、請求1及び請求3に係る文書については、令和3年12月21日付メール「【清水町】情報公開の件について」によって清水町から実施機関への提供は認められたが、同メールに本件対象公文書は添付されておらず、上述の電子データフォルダ内のその他の清水町からの受信メールも確認したが、本件対象公文

書の提供に係る内容を確認することはできなかった。

ウ 以上の次第であり、その他実施機関が本件開示請求時点で本件対象公文書を保有していたことを認めるに足りる具体的事情は存在せず、本件開示請求時点において本件対象文書を保有していなかったという実施機関の説明に不自然・不合理な点があると認められないため、実施機関は本件開示請求時点において、本件対象公文書を保有していなかったものと認められる。

(3) その他の主張について

本審査会による判断は、以上のとおりであるが、この際、審査請求人のその他の主張についても、以下触れるものとする。

ア 自治体間の打ち合わせに係る文書取得の必要性

審査請求人は、自治体間の打ち合わせは記録を残すべきものであり、保有していないならば、清水町より収受し、保存すべきと主張する。

公文書開示請求は、あくまで実施機関が開示請求時点において保有する公文書についての開示を義務付けるものであり、審査請求人が求めるように、特定の公文書の取得や作成を実施機関に義務付けるものではない。

イ 条例第9条第4項に基づく本件対象公文書取得の必要性

審査請求人は、条例第9条第4項の規定をもって、一定期間の経過により入手可能であれば、本件対象公文書を清水町から取得し、公開するべきであると主張する。

同条項は、公文書の開示決定をした際、書面による通知を義務付け、開示をしない旨の決定をした場合、その理由を書面に記載することを規定している。この場合において、一定の期間の経過により請求に係る公文書の全部又は一部を開示することができるようになることが決定時において明らかであるときは、その旨を付記するものとされている。

当該規定は、開示請求に対し、実施機関が開示請求時に開示請求に係る文書を保有している場合において、当該文書の部分開示又は不開示決定を行った際、その不開示の理由がなくなる期日をあらかじめ明記することができるときは、併せてその期日を明記して通知することを規定するものである。これは、原則開示の趣旨に則り、部分開示又は不開示決定の根拠又は理由が近い将来消滅することが確実であって、あらかじめその期日を明記できるときをいうものである。

したがって、当該規定によって、他市町村等で開示されている文書を取得することを実施機関に義務付けるものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

当審査会の結論は、以上のとおりであるが、以下の点について付言する。

法令上文書の作成が義務付けられていない場合において、文書を作成するかどうかは、行政事務の適正な管理と能率的な運営を図る観点等を考慮の上、基本的には行政機関の裁量に委ねられていると解される。

この点、本件清水町との間の協議にあたり、協議録等の作成等をしなかったことが行政機関の裁量を逸脱したものとはいえないが、清水町から、本件対象公文書が発見されたと

の報告を受けた際に同文書の提供を受けなかったという対応には若干の疑問がある。

行政事務における文書の作成及び保存については、適正な管理と事務の能率的な運用を図り、条例第1条にあるように、その情報の公開によって、公正で開かれた市政を実現できるよう、適切な対応に努めていくことが期待されるものであるから、今後の文書の作成及び保存等につき、この制度趣旨をよりよく実現できる運用がなされることが望まれる。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記2のとおりである。

別記1 開示請求の内容

- 請求1 沼津市と清水町との打合せ記録（メモを含む全ての記録）（添付資料を含む）平成26年1月28日（火）10:05～11:00
- 請求2 井原沼津副市長と落合副町長との協議記録（メモを含む全ての記録）（添付資料を含む）平成26年2月4日（火）10:00～10:35
- 請求3 沼津市と清水町との協議記録（メモなど全ての添付資料を含む）（近い日に行われた記録を含む）平成26年2月28日（金）15:00～16:00

別記2 審査会の処理経過

年月日	処理経過	審査会
令和5年9月29日	諮問庁から諮問書を受付	
令和5年11月14日	審議	令和5年度第1回
令和5年12月19日	審査請求人による口頭意見陳述 処分庁による口頭説明 審議	令和5年度第2回
令和6年1月23日	審議	令和5年度第3回
令和6年3月11日	答申	令和5年度第4回

沼津市情報公開審査会の委員（氏名は、五十音順）

氏名	職業等	調査審議した審査会
中山 知行	弁護士	なし（12月1日付辞職）
根本 猛	元大学教授	第1回～第4回
廣瀬 文子	沼津市人権擁護委員	なし（第1回から除斥）
本多 孝士	弁護士	第1回～第4回
三輪 美明	司法書士	第1回～第4回